

令和 8 年 7 月

法定外の労働災害保険の加入の要件化について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられたことを踏まえ、令和 9・10 年度高萩市建設工事等入札参加資格審査申請受付から「法定外の労災保険」の付保を要件とし、未加入の事業者については入札参加申請の受付ができませんのでご留意ください。

1 法定外の労働災害保険未加入業者の取り扱いについて

建設工事における入札参加資格申請について、令和 9・10 年度定期受付より法定外の労働災害保険の加入を要件とします。令和 9・10 年度定期受付申請日時点（令和 8 年 11 月中旬から 12 月中旬を予定）で加入をしていれば令和 9・10 年度定期受付の申請は可能となりますので、法定外の労災保険について未加入の事業者におかれましては、速やかに加入をお願いいたします。

2 保険の概要

法定外の労災保険は、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に、上乗せ給付等を行うことを目的とした保険です。（公財）建設業福祉共済団の建設共済保険のほか、建設業者団が行う共済制度、民間保険会社が提供する保険等があり、保険の種類は問いません。

3 設計図書（特記仕様書等）への明示

対象工事の設計図書に、法定外労災保険の付保について明示します。

4 保険付保の確認

契約時に保険証券、加入者証（票）、加入証明書など法定外の労災保険への付保の状況が確認できる書類（写し）を提出していただくこととなります。

問合せ先 高萩市企画総務部総務課管財 G TEL : 0293-23-2119